平成２５年（フ）第７４４号
堺市中区深井水池町3458番地　トーホクハイツ202号
債務者　車谷　千秋（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４８号
大阪府富田林市甲田１丁目４番27号Ａ―205、前住所大阪府富田林市常盤町８番14号15
債務者　酒井　　透
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５１号
堺市南区桃山台１丁５番９―204号
債務者　廣田　時子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５４号
堺市堺区石津町４丁３番29号
債務者　乙女亜利沙
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８０４号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁330番地１ブライトボックス諏訪森301号、前住所堺市堺区松屋町１丁57番地
債務者　大橋　浩之
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市久米１丁目25番７号　みつわアパート３Ｃ
債務者　中里　　宰
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７０号
沖縄県那覇市首里平良町２丁目62番地
債務者　村山　良美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９８号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町229番地
債務者　柿崎　淳一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋742番地の18　ユタカハイツ２―103
債務者　宮﨑　勇喜
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３５９号
神奈川県小田原市寿町３―12―26　２号室、住民票上の住所神奈川県小田原市中町３丁目11番44号　上原貴明方
債務者　関口　富治
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県加東市下滝野３丁目83番地１　チェリーハウス101号
債務者　小野工務店こと　小野　浩利
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２２５号
香川県高松市屋島西町2506番地８　ベル・イル屋島208
債務者　石井めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６９０号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目371番地　ノーサイドマンション401
債務者　岡野　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市音羽町２丁目18番11―206号
債務者　小泉　孝幸
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２６３号
茨城県ひたちなか市大字田彦1453番地10　メゾンド田彦Ｃ棟102号、前住所茨城県ひたちなか市大字東石川3448番地６　堂端ビル202号
債務者　谷口　麻美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
富山県高岡市川原町４番29号
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２９号
長野市大字稲葉2161番地
債務者　仲田　佐紀
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係